

高山市障がい児・者地域生活支援拠点事業  
運営ガイドライン（事業者版）

令和8年3月

高山市福祉課

## 【目次】

1	地域生活支援拠点とは	1
	地域生活支援拠点事業 事業フロー図	3
2	当市における地域生活支援拠点の各機能について	4
3	届出により算定が可能となる加算について	9
4	届出の手続きについて	12
5	運営規程記載例について	13

## 附属

様式1 高山市地域生活支援拠点等（緊急時の支援）利用事前登録申請書

高山市地域生活支援拠点事業実施要綱

## 1 地域生活支援拠点とは

### (1) 地域生活支援拠点の整備に求められる5つの機能

地域生活支援拠点とは障がい者の高齢化や重度化、親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らし続けるために、障がい者の生活を地域全体で支える体制づくりをいいます。

拠点整備にあたり、国が示す次の5つの機能を備えることが要件となっています。

#### **相談**

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、緊急時の連絡体制を確保し、介護者の死亡、急病等により生じた緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

#### **緊急時の受け入れ・対応**

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保及び介護者の死亡、急病等の緊急時の受け入れや医療機関等への連絡その他必要な対応を行う機能

#### **体験の機会・場の提供**

障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係る共同生活援助事業所等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供をする機能

#### **専門的人材の確保・育成**

行動障害を有する障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等多様化するニーズに対して専門的な対応ができる体制の確保及び専門的な人材の育成を行う機能

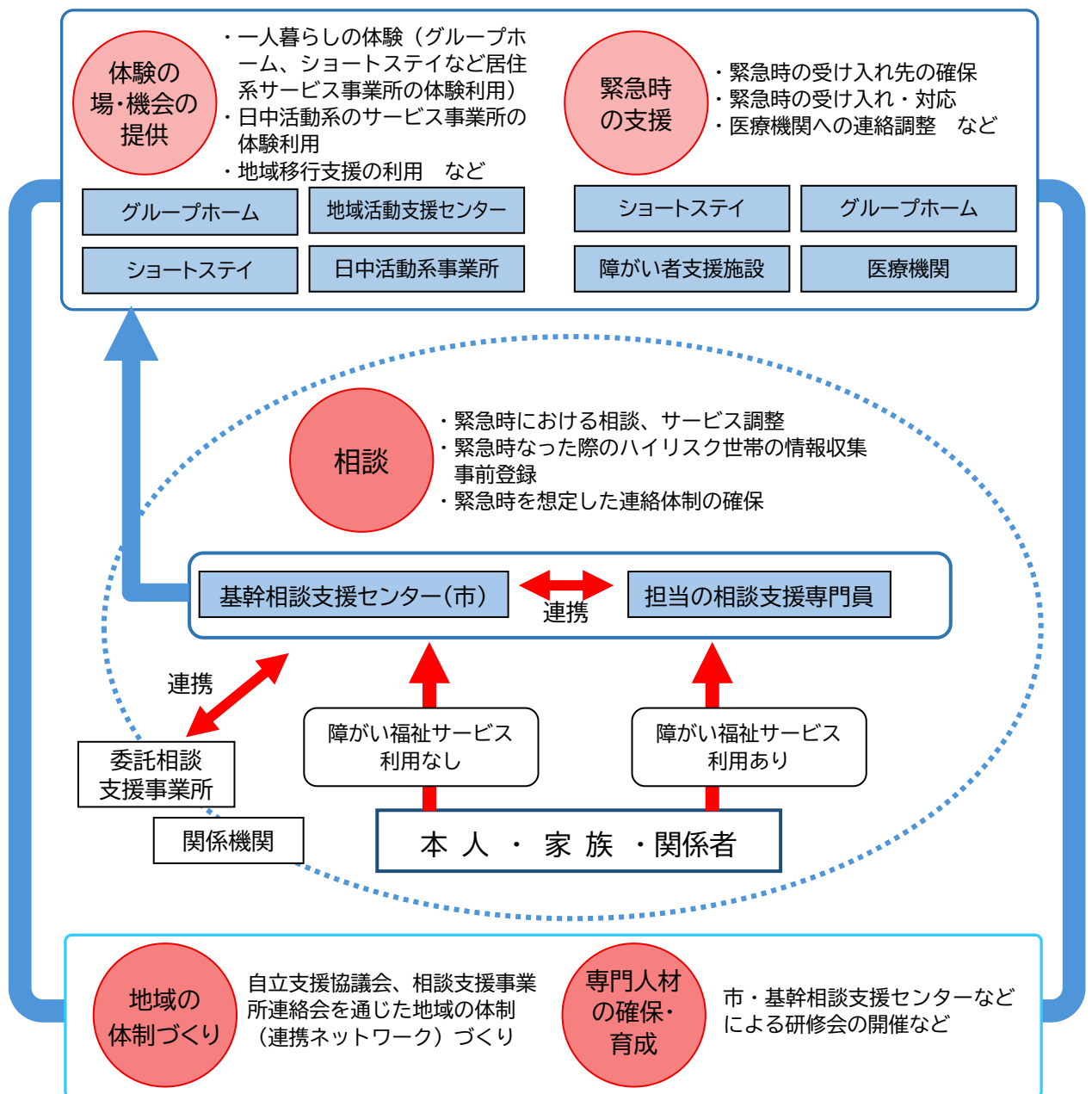
#### **地域の体制づくり**

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### (2) 当市の地域生活支援拠点＝既存の事業所が連携して機能を担う面的整備型

地域生活支援拠点の整備方法には拠点の5つの機能を担う施設を新設する「多機能拠点整備型」と、地域の既存の事業所等が連携して機能を担う「面的整備型」の2パターンがありますが、当市では、障がい者を住み慣れた地域全体で支援するという点に着目し、既存の関係を生かすことができる「面的整備型」を進めています。

〈高山市地域生活支援拠点面的整備型イメージ図 令和7年12月時点〉



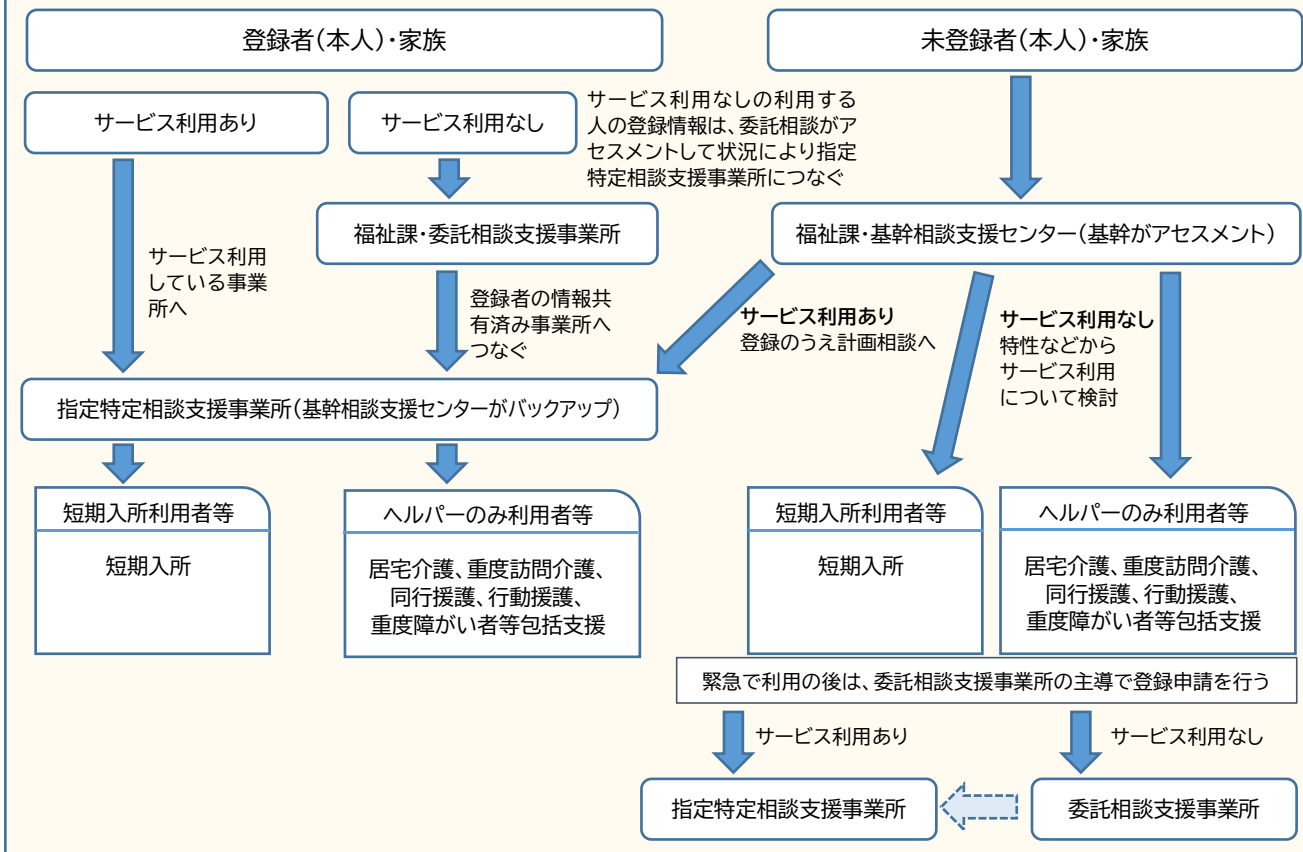
(3) 地域生活支援拠点の主な対象者

日常生活に支援を要する市内在住の障がい者等

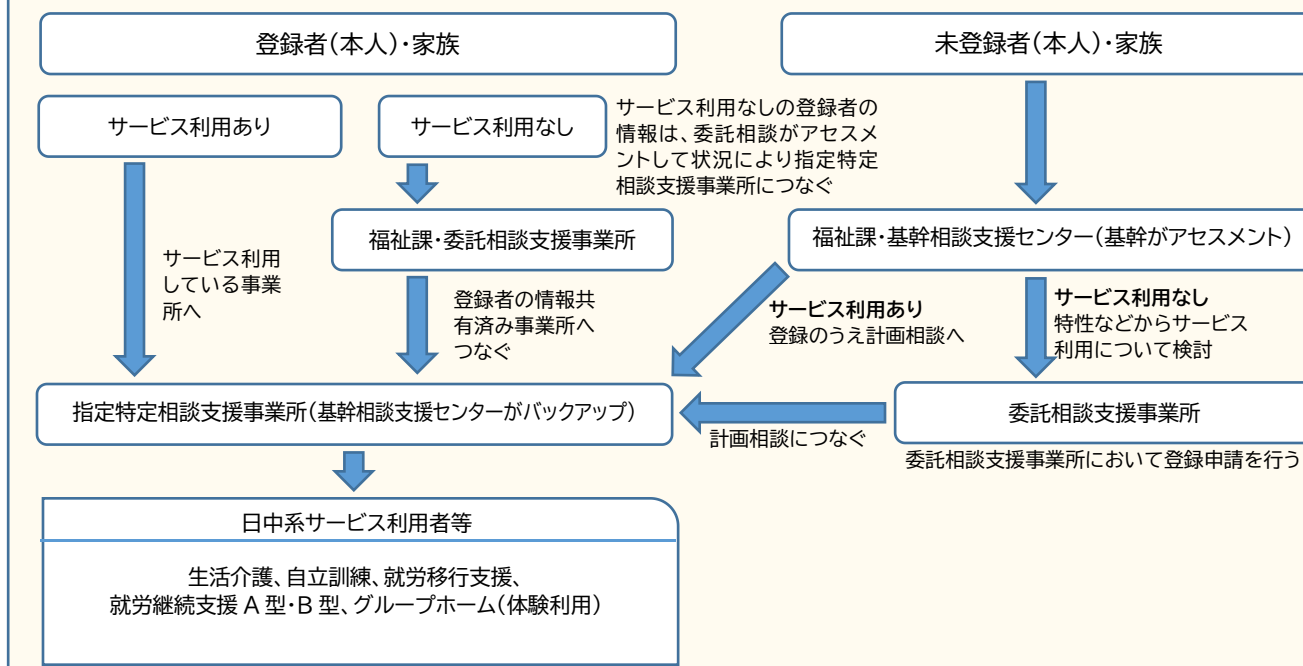
- ・ 障がいの程度が重く、家族の支援力が弱い方
- ・ 3障がい（身体・知的・精神）全ての障がい者が地域生活支援拠点の対象ですが、「緊急時の受け入れ・対応」機能については障がいの程度が重く、本人及び家族等の支援力が弱い方を主な対象者とします。

# 地域生活支援拠点事業 事業フロー図

## 緊急時相談・受け入れ対応



## 体験の機会・場の提供



## 2 当市における地域生活支援拠点の各機能について

### (1) 「相談」の機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、緊急時の連絡体制を確保し、介護者の死亡、急病等により生じた緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

機能を担う機関	目的・役割（実施方法）
・指定特定相談支援事業所 （・指定障害児相談支援）	<p>●目的 『親亡き後や緊急時を見据えて予防的に支援体制を整える』</p> <p>●役割（実施方法） 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握するため、本人または家族、相談支援事業所等からの情報をもとに、高山市地域生活支援拠点等（緊急時の支援）利用事前登録申請書（様式1）を作成する。 相談体制として、平日については指定特定相談支援事業所が担い、休日夜間については市役所（福祉課：福祉・障がい係）と基幹相談支援センターが担うこととする。</p>

〈緊急時の連絡先〉

時間帯	対応機関	連絡先
平日の日中	地域生活支援センター	0 5 7 7 - 3 2 - 6 2 8 0
	高山市障がい者生活支援センター	0 5 7 7 - 5 7 - 7 2 9 4
	地域活動支援センターやまびこ	0 5 7 7 - 7 2 - 5 0 2 3
夜間及び休日	高山市役所（代表番号）	0 5 7 7 - 3 2 - 3 3 3 3

### ●緊急時の支援が見込めない世帯の判断

《本人の状況》

- ・主たる介護者（家族）による支援がないと生活に著しい支障が生じる等のことが見込まれる場合
- ・介護者（家族）がいても、環境の変化等により、障がい者本人の在宅での生活維持が、一時的にでも困難と見込まれる場合

《主たる介護者（家族）の状況》

- ・急病、死亡、その他やむを得ない事情により障がい者本人を支援できない状態となり、かつ、他の支援者の確保ができない、または、支援が見込めない場合

### ●拠点事業とサービス利用の明確化

《対象者が計画相談を利用している場合》

- ・一般・特定相談支援事業所が、緊急時支援が見込めない世帯を把握する。
- ・対象者本人や家族等と相談のうえ、市役所（福祉課）に登録用紙を提出する。

《対象者が計画相談を利用していない場合》

- ・一般・特定相談支援事業所や市が、対象者本人やその家族、地域住民等から相談を受けた際に、緊急時支援が見込めない世帯か否かを判断する。
- ・本人や介護者から希望があれば、市役所（福祉課）に登録用紙を提出する。
- ・必要に応じて、障がい福祉サービスの申請等に繋げる。

## (2) 「緊急時の受け入れ・対応」の機能

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保及び介護者の死亡、急病等の緊急時の受け入れや医療機関等への連絡その他必要な対応を行う機能

機能を担う機関	目的・役割（実施方法）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定特定相談支援事業所（・指定障害児相談支援）</li> <li>・高山市役所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的 『緊急時に、居宅での生活継続の調整及びショートステイ等での受け入れを行う』</li> <li>●役割（実施方法） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートステイ等を利用し、緊急の受け入れ体制を確保する。利用事前登録申請書（様式1）等の情報に基づき、緊急の受け入れが必要な障がい者の障がい特性や医療情報等を参考に受け入れ先を調整する。</li> <li>・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所事業所</li> <li>・訪問系サービス事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。</li> </ul>

※訪問系サービス事業所…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、  
重度障害者等包括支援

### ●「緊急時」の判断

#### 《本人の状況》

- ・主たる介護者（家族）による支援がないと生活に著しい支障が生じる等のことが見込まれる場合
- ・介護者（家族）がいても、環境の変化等により、障がい者本人の在宅での生活維持が、一時的にでも困難と見込まれる場合

#### 《主たる介護者（家族）の状況》

- ・急病、死亡、その他やむを得ない事情により障がい者本人を支援できない状態となり、かつ、他の支援者の確保ができない、または、支援が見込めない場合

### ●拠点事業とサービス利用の明確化

#### 《対象者が計画相談を利用している場合》

- ・緊急でショートステイ等の利用が必要になった際、契約中の入所施設等と連絡調整を行う。
- ・緊急時への備えとして普段からショートステイ等の体験利用を提案し、実際に緊急時となった際に、円滑に利用できるように調整する。

#### 《対象者が計画相談を利用していない場合》

- ・一般・指定相談支援事業所等やコーディネーターが、本人の障がい特性に合わせて入所施設等の利用調整を行う。
- ・相談時に緊急の受け入れ対応が必要だと判断される場合は、事前に障がい福祉サービスに繋げるとともに、計画相談の利用に移行できるように働きかける。

### (3) 「体験の機会・場の提供」の機能

障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係る共同生活援助事業所等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供をする機能

機能を担う機関	目的・役割（実施方法）
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定特定相談支援事業所（・指定障害児相談支援）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的 『本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する』</li> <li>●役割（実施方法）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立を考慮することができるきっかけとして、家事を伴うグループホーム等での宿泊体験、または、日中の活動の機会や場の提供を行う。</li> <li>・一般就労を目指したい旨の相談があった際は必要に応じて就労援助センター等と連携しつつ就労体験の機会又は場の調整を行う。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所支援事業所</li> <li>共同生活援助事業所</li> <li>日中活動系サービス事業所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。</li> <li>【体験に送り出す側】 (施設入所支援事業所、日中活動系サービス事業所)</li> <li>・体験的な利用支援における地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整を行う。</li> <li>【体験を受け入れる側】 (共同生活援助事業所、日中活動系サービス事業所)</li> <li>・相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。</li> </ul>

※日中活動系サービス事業所…生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型

#### ●想定される利用対象者

- ・家族等と同居している者で、今後一人暮らしが見込まれる（希望している）障がい者
- ・長期入院又は入所者等で、地域生活の経験の不足等によりソーシャルスキルを身に付ける必要がある者

#### ●具体的運用方法

- ・体験利用を受け入れているグループホームや地域移行支援等の障がい福祉サービス事業所を市が把握し、一般・指定相談指定事業所やコーディネーターと共有し、本人のニーズに沿った体験の機会が提供できるように調整する。
- ・障がい福祉サービスの体験利用は、支給の決定後とする。なお、既に障がい福祉サービスを利用している場合は、計画案やセルフプランに体験について追加記載したものを市（福祉課）に提出し、サービスの支給決定を受ける。
- ・障がい福祉サービスの給付を受けたことがない体験利用希望者は、市（福祉課）の調査を受ける必要があるため、速やかに障がい福祉サービスの給付担当と調整し、調査日を決定する。それと同時に、可能な限り担当の計画相談をつけるよう促す。

#### (4) 「専門的人材の確保・育成」の機能

行動障害を有する障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等多様化するニーズに対して専門的な対応ができる体制の確保及び専門的な人材の育成を行う機能

機能を担う機関	目的・役割（実施方法）
・ 相談支援事業所連絡会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 目的 『支援者の育成・スキルアップを図る』</li><li>● 役割（実施方法）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基幹相談支援センターや特定・一般相談支援事業所等が参加する「高山市地域自立支援協議会相談支援事業所連絡会」を定期的に関催し、障がい者等の支援に従事する職員のスキル向上を目指すとともに、事業所同士の連携を深めていく。</li><li>・ 相談支援事業所連絡会にて実施している事例検討会について、対象となるケースと関わるサービス事業所も含めた事例検討会へと強化を図ることで人材のスキルアップ及び地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。</li><li>・ 医療的ケアが必要な方や強度行動障がいがある方等に対して専門的知識の獲得や専門的な対応が行える人材の養成については、県等が主催する研修の受講を勧奨するほか、市と基幹相談支援センターが主体となり研修の開催を検討していく。</li></ul></li></ul>

### (5) 「地域の体制づくり」の機能

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

機能を担う機関	目的・役割（実施方法）
・指定特定相談支援事業所 （・指定障害児相談支援）	<p>●目的 『地域にある様々な社会資源のネットワークを構築する』</p> <p>●役割（実施方法）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援事業所にコーディネーター（調整機能を有する相談支援専門員）を配置し、基幹相談支援センター等と連携しながら、地域の社会資源に関する情報を集約したうえで、特定相談支援事業所等に提供することを通じて、障がい者等が地域の社会資源を円滑に利用できるよう支援します。</li><li>・高山市地域自立支援協議会相談事業所連絡会や高山市地域自立支援協議会における事例検討や情報交換を通じて、相談支援機関等のネットワークを構築し、地域の社会資源や課題、ニーズ等の情報共有を図る。</li><li>・事例検討会を通じ把握した地域課題について、相談支援事業所事業所連絡会にて情報共有及び課題検討を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。必要に応じて自立支援協議会等にも報告し地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。</li></ul>

### 3 届出により算定が可能となる加算について

地域生活支援拠点の機能を担う事業を実施しようとする事業者のうち、指定障害福祉サービス等に係る報酬について、地域生活支援拠点に係る加算を算定しようとする事業者は、届出書のほか、地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定した運営規程を市長に提出しなければならない。

※高山市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条参照

#### (1) 「相談」機能の強化

【対象：指定特定相談支援、指定障害児相談支援】

＜地域生活支援拠点等相談強化加算＞ 700単位/回

地域生活支援拠点として登録されている特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）

#### (2) 「緊急時の受け入れ・対応」の機能の強化

【対象：短期入所】 拠点等の届出がなくても算定可能

＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）＞ 270単位/日（福祉型）

＜緊急短期入所受入加算（Ⅱ）＞ 500単位/日（医療型）

介護者の急病等の理由により、指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、開始日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等をやむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

【対象：短期入所】 拠点等の届出がなくても算定可能

＜定員超過特例加算＞ 50単位/回（10日を限度として算定可能）

「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能（当該期間は定員超過減算は適用しない）。

【対象：短期入所】

＜緊急時のための受入機能の強化＞ 100単位/日

地域生活支援拠点として登録されている短期入所施設が利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず、利用者全員についてサービス利用の開始日に算定できる。

【対象：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

＜緊急時対応加算＞ 100単位/回 + 50単位/回（拠点等の場合）

計画に位置付けられていないサービスを利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に100単位/回、地域生活支援拠点等として登録されている施設が行った場合については更に50単位/回を利用者1人につき1月に2回を限度に算定できる。

【対象：自立生活援助、地域定着支援】

＜緊急時支援加算（Ⅰ）＞ 711単位／回 + 50単位／回（拠点等の場合）

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午前10時～午前6時）に支援を行った場合。

【対象：地域定着支援】

＜緊急時支援加算（Ⅰ）＞ 734単位／回 + 50単位／回（拠点等の場合）

### （3）「体験の機会・場の提供」機能の強化

【対象：日中活動系サービス、地域移行支援、施設入所支援】

＜体験利用支援加算＞

【日中活動系サービス】 500単位／日（初日から5日目まで）  
+ 50単位／日（拠点等の場合）  
250単位／日（6日目から15日目まで）  
+ 50単位／日（拠点等の場合）

＜体験利用加算＞

【地域移行支援】 500単位／日（初日から5日目まで）  
+ 50単位／日（拠点等の場合）

＜地域移行促進加算＞

【施設入所支援】 120単位／日  
+ 50単位／日（拠点等の場合）

＜体験宿泊加算＞

【地域移行支援】  
体験宿泊加算（Ⅰ） 300単位／日  
+ 50単位／日（拠点等の場合）

体験宿泊加算（Ⅱ） 700単位／日（夜間及び深夜における支援あり）  
+ 50単位／日（拠点等の場合）

#### (4) 「地域の体制づくり」の機能の強化

【対象：指定特定相談支援、指定障害児相談支援】

＜地域体制強化共同支援加算＞ 2,000単位/回（月1回を限度）

地域生活支援拠点として登録されている相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等（駐1）について課題検討を通じ、情報共有等を行い、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を他の福祉サービス等の事業者のうちいずれか3者（注2）以上と共同で実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会等に報告書としてまとめた物を報告した場合に対象となる障がい者等1人につき1月に1回を限度として算定できる

※ 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

※ 当該加算の対象となる会議を行った場合は、内容を記録し、5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

注1) ■多様なニーズのある個人

障がいを持ちつつ高齢である場合、医療や介護、生活支援が複雑に絡み合い、必要な支援が適切に行き届かないケース。

■家族の支援が難しいケース

家族の事情（例：他の家族の介護や経済的問題）により、支援が困難な場合。

■地域資源の不足

必要なサービスや人的資源が不十分で、支援が受けられないケース。

■連携の難しさ

多機関が関わる支援の場合、情報共有や連携がうまくいかず、支援の質が低下するケース。

\*事例として記載しています。これに限らず上記を踏まえ、支援が困難であると判断されれば支援困難事例とします。

注2) ①行政機関等

地域の福祉や介護に関する政策を担当する自治体や社会福祉協議会など。

地域のニーズや資源を把握し、支援体制を企画・運営するため。

②支援団体・機関

NPO法人やボランティア団体、地域の障害者支援団体など。

現場での支援を行い、利用者のニーズを直接把握するため。

③地域住民

支援を受ける障がい者や高齢者、またその家族など。実際に地域で生活する人々の声を反映させるため。

## 4 届出の手続きについて

### (1) 事前相談

届出を検討される事業所は、事前に福祉課まで相談してください。

### (2) 運営規程の変更

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として加算を算定しようとする際には、運営規程にその旨の記載が必要となります。

### (3) 届出

高山市地域生活支援拠点事業実施要綱に基づき、必要書類を福祉課まで提出してください。

#### **必要書類**

- ① 高山市地域生活支援拠点事業所登録届出書（第1号様式）
- ② 機能を担うことを記載した運営規程・・・1部
- ③ 市指定の事業所（指定特定相談支援事業所）は、「届出書」（第1号様式）と事業所指定に係る変更等届出書類を市へ同時に提出してください。

※ 岐阜県指定の事業所は、別途「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下体制届）」等を県へ提出する必要があります。

### (4) 登録

市は提出いただいた届出書を確認後、高山市障がい者地域生活支援拠点事業者登録名簿に事業所を登録します。

また、登録していただいた事業所はホームページ等で公表します。

## 5 運営規程記載例について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届け出を行う際には、下記の項目を運営規程に追加してください。

※なお、以下に示す運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。

### 運営規程の記載例

#### その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

#### (1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、緊急時の連絡体制を確保し、介護者の死亡、急病等により生じた緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

#### (2) 緊急時の受け入れ・対応

<短期入所事業所の場合>

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保及び介護者の死亡、急病等の緊急時の受け入れや医療機関等への連絡その他必要な対応を行う機能

<訪問系サービス事業所等の場合>

介護者の死亡、急病等の緊急時に、本人への支援や医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

#### (3) 体験の機会・場の提供

障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係る共同生活援助事業所等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供をする機能

#### (4) 専門的人材の確保・養成

行動障害を有する障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等多様化するニーズに対して専門的な対応ができる体制の確保及び専門的な人材の育成を行う機能

#### (5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能